

1-1 市町村税滞納整理スキルアップ支援事業

担当課:税務課、市町村財政課、国民健康保険課
連絡先:024-521-7069

<課題>

- 徴収率が向上しない。
- 滞納案件の処理方針の決定から実際の滞納整理まで一貫したサポートが欲しい。

<支援策>

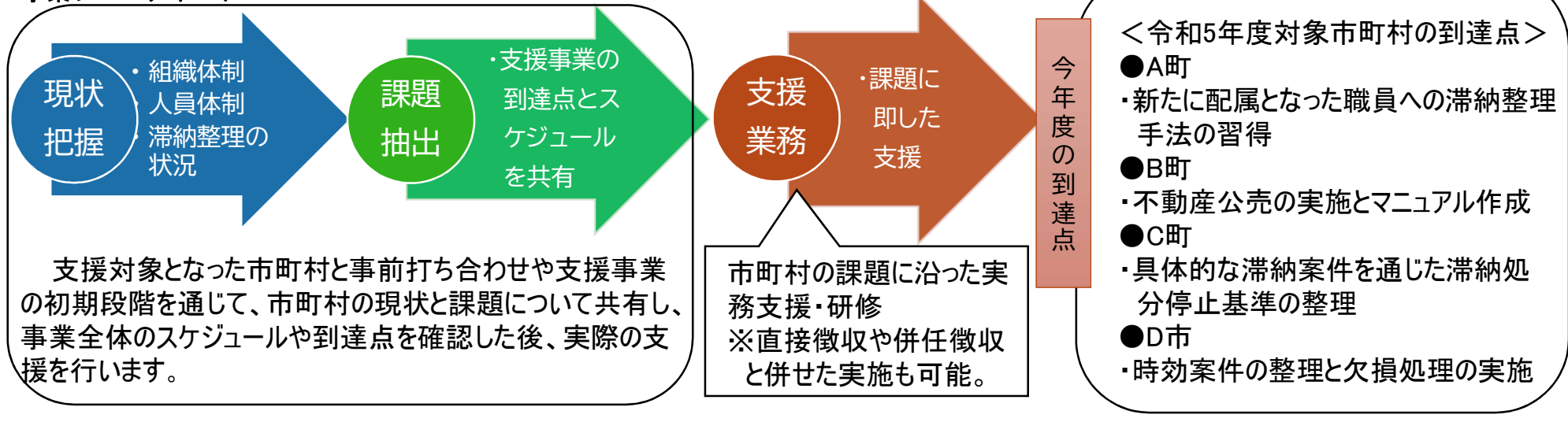
- 具体的な滞納案件の整理、徴収担当職員向けの研修事業など、対象市町村の現状・課題を検討し課題に対応した支援策を実施。

<効果>

- 担当職員の徴収技術の向上
 - 資料・マニュアル等の作成
- ↓
- 滞納整理が進むことによる徴収率の向上

<支援策の概要>

事業フローチャート



- 市町村税の滞納案件について、県職員・国保税徴収アドバイザーが現状・課題の整理から徴収担当職員向けの研修・具体的な滞納処分まで一貫してサポートします。また、直接徴収や併任徴収と併せた実施も可能です。
- 個人住民税のみならず、国保税を含む各市町村税目における支援が可能です。
- マニュアルの策定や滞納整理の進捗管理手法、各種研修会資料など、サポート終了後も活用できる内容となっています。



支援担当課からのPR

1-2 (更新) 地方税法第739条の5に基づく直接徴収

担当課: 税務課、各県税部

連絡先: 024-521-7069

< 課題 >

- 個人住民税の滞納整理が進まない。
- 高額、特殊案件が増えてしまっている。

< 支援策 >

- 県が地方税法に基づき、個人住民税の徴収困難案件を引き継ぎ、差押などの滞納処分を行います。

< 効果 >

- 個人住民税の徴収率の向上
- 財政基盤の安定化

< 支援策の概要 >

- ① 申込方法 各県税部からの個別照会の際に申し込み（例年6月頃）。年度の途中での申し込みも可能。
- ② 内 容 個人住民税の滞納案件のうち、高額案件や特殊案件などの徴収困難案件を一定期間、市町村から引き受け、滞納処分（差押、換価等）を行い徴収します。
※課税に関して疑義のある案件、時効消滅間近の案件は除きます。
※引受けに際しては個人住民税と併せて徴収される国の森林環境税も含まれます。
- ③ 実績（令和4年度）

引受市町村数	35市町村
引受額（本税）	228,568千円
徴収額（本税）	47,045千円

- 個人住民税の徴収困難案件を市町村に代わって、県が徴収します。
- 普通徴収分だけでなく、特別徴収分についても引き受けます。
- 引き受けた案件については、財産調査を始めとした滞納者の担税力調査や給与・預貯金等の債権、動産、不動産の差押や公売による換価処分を行います。
- 徴収した個人住民税は、徴収した翌月の10日までに全額を指定口座に払い込みます。
- 個人住民税の徴収率向上に向けてご検討ください。



支援担当課からのPR

1-3 併任による地方税の徴収支援

担当課: 税務課、各県税部
連絡先: 024-521-7069

< 課題 >

- 職員の異動などに伴い滞納整理のノウハウが蓄積されていない。
- その結果として、滞納整理が進まない。

< 支援策 >

- 県職員が市町村職員の身分を併任し、滞納整理を一緒に行うことで、市町村の滞納整理技術の向上を支援します。

< 効果 >

- 市町村における徴収技術の向上・蓄積
- 市町村税全般における徴収率の向上

< 支援策の概要 >

- ① 申込方法 各県税部へ個別相談の上、お申し込みください。
- ② 内容 個人住民税のみならず、市町村税全般の滞納整理を支援いたします。
預貯金などの債権調査、不動産等の差押、公売などを市町村職員の皆様と一緒に取り組み、滞納整理技術の向上とノウハウの蓄積、徴収率の向上に努めます。
- ③ 実績（令和4年度）※令和4年度は「会津地域地方税滞納整理機構」を通じて併任徴収を実施。

併任徴収参加町村数	10町村
併任徴収対象滞納額（延滞金等含む）	82,445千円
併任徴収による徴収額（延滞金等含む）	24,431千円

- 県職員が市町村職員の身分を併せ持ち、市町村税の滞納案件と一緒に取り組みます。
- 個人住民税のみならず、固定資産税など市町村税全ての税目が対象となります。
- 一緒に滞納整理に取り組むことで、滞納処分（差押、公売、搜索など）における書類作成やスケジュールの立て方、個別案件の進捗管理方法などのノウハウを蓄積することができます。



支援担当課からのPR